

# 広報 にしかつら



## クマガイソウ群生地の公開

- 粗大ゴミ収集のお知らせ/小型家電等回収のお知らせ
- 令和5年度児童手当について/マイナンバーカード受取のための時間外交付窓口の利用について
- 農地転用についてのお知らせ/有害鳥獣被害防止対策の補助について
- 農振除外の申出・相談の受付

- 弁護士による無料法律相談実施/道路上に張り出している樹木の管理/反射材を使用しましょう
- インフォメーション
- インボイス制度説明会等 6～9月開催日程(事前申込制)
- お早めにマイナンバーカードを受け取り、マイナポイントを申込みください
- 行事予定・慶弔



広報にしかがつら 06 2023 No.557

Public Relations Magazine Nishikatsura  
編集・発行 山梨県西桂町役場総務課広報担当

山梨県南都留郡西桂町小沼1501-1 TEL.0555-25-2121 FAX.20-2015  
URL <https://www.town.nishikatsura.yamanashi.jp/>

## フォトニュース -PHOTO NEWS-



ママのためのヨガ教室



ミュージック・ケア



ベビーダンス

人口と世帯	男	1,948人 (+ 2)
	女	2,075人 (- 6)
	合計	4,023人 (- 4)
	世帯	1,568世帯 (+ 5)
	※住民基本台帳(外国人含む)に基づく人口と世帯数を掲載	

### 問合せ

西桂町役場  
☎ 25-2121  
教育委員会(きずな未来館)  
☎ 25-2941  
いきいき健康福祉センター  
☎ 25-4000

### ホームページ

過去の広報誌を町のホームページで見ることができます。  
<https://www.town.nishikatsura.yamanashi.jp/>



広報に関するご意見・ご感想

TEL.0555-25-2121 FAX.0555-20-2015  
kouhou@town.nishikatsura.lg.jp

この広報誌は環境に配慮した植物油インキを使用しています。



## 西桂町地域おこし協力隊を紹介します！

町では、令和5年5月1日に大石治生さんを「西桂町地域おこし協力隊」として委嘱しました！

**名前** 大石治生さん(58歳・写真右)  
**前住所** 千葉県千葉市  
**出身** 大分県佐伯市

### ひとこと

テレビ番組制作と写真館でのカメラマンとしての経験を生かして、新たな視点で西桂町の魅力を発信し、町の活性化を目指す活動を行ってまいります。

猟友会で有害鳥獣駆除を行ってまいりましたので、獣害被害対策も行いたいと思います。祖父が染物師をしていましたので、織物の町に親しみを感じており、地域に根付いた活動を頑張ります。



## 危険なブロック塀などの撤去費用の一部を助成します

道路や公園など、不特定多数の方が利用する土地に面したブロック塀などのうち、地震発生時において、倒壊や転倒により通行人などに被害を与える恐れのある塀を撤去する場合、撤去費用の一部を補助金として受けることができます。

- 補助対象** ブロック塀、石堀、れんが塀などのうち、次の条件を満たすものの撤去工事  
 ○道路、公園、広場、公共建築物の敷地など、不特定多数の人が利用している土地に面している  
 ○高さ1m以上(擁壁の上にブロック塀などが設置されている場合は、擁壁を含む高さが1m以上かつブロック堀等の高さが30cm以上のもの)
- 補助対象者** 補助対象となるブロック塀などの所有者または管理者
- 補助額** ①「ブロック塀などの撤去工事に要する経費」、または  
 ②「撤去するブロック塀などの延長に1mあたり1万円を乗じた額」を比較していずれか少ない額(一敷地15万円が上限)

補助金を受けたい場合や、不明な点がある場合は問合せください。

**問合せ** 建設産業課 建設係 ☎25-2121

## 新型コロナウイルス感染症 5類移行について

令和5年5月8日(月)に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行しました。ただし、位置づけの変更により新型コロナウイルス感染症の特徴が変わるわけではありませので、感染対策に気を付けていただくとともに、重症化リスクの高い方などへの配慮も併せてお願いします。変更後の主なポイントは、次のとおりです。詳細は、山梨県のホームページをご覧ください。

### 外出等の制限がなくなりました

行政が患者に対し外出自粛を要請することはありません。外出を控えるかどうかは、季節性インフルエンザと同様に、個人で判断してください。



### 陽性者登録、健康観察等がなくなりました

新型コロナ患者に対しても、外出自粛を要請することなくなり、外出を控えるかどうかは、ウイルスの排出期間や外出を控えることが推奨される期間(※)を参考に、個人で判断していただきます。出勤や登校等は、それぞれの職場・学校等の指示に従ってください。

(※)発症日を0日目(無症状の場合は検体採取日を0日目)として5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えること。症状が重い場合は、医師に相談してください。また、10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。

### 濃厚接触者(同居家族)について

今までのように保健所が、新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定することはなく、外出自粛も求められません。同居されている方が新型コロナウイルス感染症にかかったら、可能であれば部屋を分け、感染されたご家族等のお世話はできるだけ限られた方で行うことなどに注意してください。

### 治療費に自己負担が生じます

通常の保険診療となり、ほかの疾患と同じく自己負担が生じます。一部の公費負担は9月末まで継続します。

### 体調に異変を感じたら

- ①医療機関に行く前に、あわてずに、症状や常備薬を確認し、国が承認したキットを用いてチェックしましょう。
- ②受診する際に、医療機関に連絡しましょう
- ③発熱などの体調不良時にそなえて、新型コロナ抗原定性キットや解熱鎮痛薬、生活必需品の準備をしておきましょう。



**問合せ** 福祉保健課 保健係(いきいき健康福祉センター内) ☎25-4000

# 03 耐震化を行うにも費用の心配が…

## ☑ 補助制度が利用できる木造住宅

次の条件に全て該当する木造住宅が補助を利用することができます。

- ①町内にあり、昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ②木造在来工法で2階建て以下の住宅
- ③長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅(借家を除く)
- ④西桂町が認めた住宅

## ☑ 耐震診断(無料)

自己負担無し

申込書を提出後、町が山梨県耐震診断技術者(建築士)の調査派遣依頼をします。後日、調査員が申請者宅に伺い、地震に対する強度の調査及び診断を行います。※調査の際は調査員が住宅内に上がり調査しますのでご承知ください

診断後、総合評点が示され、判定結果についての説明を行います。

## ☑ 耐震改修等

耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の場合、耐震性がないため、耐震設計・耐震改修工事等を行う必要があります。西桂町では、次の工事に対して補助制度を設けております。

### ①耐震設計 + 耐震改修工事

補助限度額:最大100万円(ただし工事費の4/5(80%)が限度となります)

+

低コスト工法を採用すると最大20万円の上乗せが可能です。

改修+低コスト  
最大120万円補助

### ②建替え設計 + 建替え工事

補助限度額:最大100万円(ただし工事費の4/5(80%)が限度となります)

建替え  
最大100万円補助

住宅全体を耐震化するまでの費用はなかなか厳しいという方に…

## ☑ 耐震シェルター設置工事(最大24万円補助)

1室の中にシェルターを設置する工事です。総合評点が0.7未満の住宅が対象となります。

問合せ 建設産業課 建設係 ☎25-2121

# ……耐震啓発……

## 01 あなたの家は、大丈夫ですか!?

昭和56年5月以前に着工された木造住宅は、耐震性が低い可能性があります

昭和56年6月の建築基準法の改正により、耐震基準が強化され、概ね震度6強の地震でも倒壊しない構造となっております。

一方、それ以前に建てられた木造住宅は、耐震性が低い可能性があるため、是非耐震診断を行ってください。

### ステップ1 建築年月日の確認

昭和56年5月以前

### 6~7月 耐震啓発ローラー作戦実施

判定結果の見方	総合評価	判定	耐震性
	1.5以上	倒壊しない	あり
	1.0以上~1.5未満	一応倒壊しない	
	0.7以上~1.0未満	倒壊する可能性がある	なし
0.7未満	倒壊する可能性が高い		

### ステップ2 耐震診断

耐震性なし

### ステップ3 耐震設計・耐震改修工事等

工事完了

耐震化完了!!

## 02 耐震性が低いままだと…



もし、家族や友人がいる時に地震が発生し、自宅が倒壊してしまったら…



倒壊して火災が起きたり、道を塞いだら…誰かの救助の妨げになったら…



生存しても、家がなくなれば避難所生活。プライバシーとか、健康面が心配…

誰かの「命」に関わってきます

## 令和5年度児童手当について

昨年度から以下のとおり変更されています。

### ④ 特例給付に支給に関わる所得上限額が設けられました

所得額により、特例給付の支給が支給されない方が発生します。

### ④ 現況届の提出は不要です

提出が必要な一部の受給者についての詳細は町HPをご確認ください。

URL <https://www.town.nishikatsura.yamanashi.jp/info/867>

西桂町HP



問合せ 子育て支援課 子育て支援係(西桂保育所内) ☎25-3255

## 6月～9月はマイナンバーカード受取のための時間外交付窓口をご利用いただけます!

役場窓口でのマイナンバーカード受取は**事前予約制**です。通常、休日及び業務時間外の交付は行っておりませんが、マイナポイント申込期限が本年9月末までであることから、**6月～9月に限り**以下のとおり時間外交付窓口を開設します。これまで都合がつかずマイナンバーカードの受取が難しかった方についても、この機会にぜひ時間外交付窓口をご利用ください。

### ④ 実施予定日程

※下記の日程は変更となることもございますので、**必ず事前にお問い合わせの上ご予約ください。**

6月14日(水)	17:30～19:00
6月28日(水)	17:30～19:00
7月12日(水)	17:30～19:00
7月26日(水)	17:30～19:00
★8月12日(土)	9:00～12:00 (午前中のみ)
★8月16日(水)	17:30～19:00
8月27日(日)	9:00～12:00 (午前中のみ)
8月30日(水)	17:30～19:00
★9月13日(水)	17:30～19:00
★9月23日(土)	9:00～12:00 (午前中のみ)
★9月24日(日)	9:00～12:00 (午前中のみ)
★9月27日(水)	17:30～19:00

★…カードの受取予約が集中することが予想されます。

予約枠がいっぱいとなった場合には、ご希望に添えない場合がありますので、時間外交付窓口での受取をご希望の方はお早めに受取予約をお願いします。

### 予約受付窓口

税務住民課 住民係

☎25-2121

予約受付時間:平日9:00～17:00

## 粗大ゴミ収集のお知らせ



粗大ゴミ収集を次のとおり実施しますので、注意事項を守って搬入をお願いします。

日時 令和5年6月4日(日)

場所 下暮地尾尻町有地

時間 午前9時から12時 午後1時から3時

**注意事項** 家電リサイクル法の対象4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は、町では収集いたしません。不用品処理は販売店(購入した店)に依頼してください。また、ベッドやソファ等の大型の家具は、金属部分と木の部分をそれぞれ解体し、持ち込みください。搬入できないものについてはお持ち帰りしていただきます。

問合せ 税務住民課 環境係 ☎25-2121



## 小型家電等回収のお知らせ

町との協定締結により、ジット(株)が各家庭で不用となった小型家電等について、買い取りによる回収を実施します。不用品を粗大ゴミにする前にお立ち寄りください。

日時 令和5年6月4日(日)

場所 三つ峠駅前駐車場

時間 午前9時から12時 午後1時から3時

※小雨決行、雨天順延(順延日:同月11日(日))

### ④ 回収案内

1.小型家電等は回収一覧にてジット(株)が、皆さんが持ち込んだ**不用品を現金にて買い取ります**。不用品を渡す際、身分が証明できるもの(免許証等)のご提示をお願いします。

回収一覧	200円で買い取る品物	ミシン
	100円で買い取る品物	コンポ、キーボード、エレキギター、フォークギター、管楽器、ゲーム機、草刈り機、チェーンソー、マウンテンバイク、パソコン
	80円で買い取る品物	編み機
	50円で買い取る品物	アンプ、スピーカー、ブルーレイプレイヤー/レコーダー、その他楽器、石油ストーブ、ガスストーブ、タブレット端末、携帯電話、プリンター、自転車、ノートパソコン
	30円で買い取る品物	ラジカセ、CDプレイヤー、ガスコンロ
	10円で買い取る品物	DVDプレイヤー/レコーダー、デジタルカメラ/ビデオ、ゲーム機備品、空気清浄機/除湿器、湯沸し器、電動工具、釣り具、アウトドア用品、通信機器(ルーター)、リチウムイオンバッテリー、ニッケルバッテリー、車用バッテリー、バイク用バッテリー、腕時計(大人用のみ)
	1円で買い取る品物	炊飯器、電子レンジ、扇風機、アイロン、掃除機、ドライヤー、電気カミソリ、ホットプレート

※なお、一覧に掲載されていない小型家電であっても無償で回収する場合がありますので、現地にてご相談ください。

2.家電リサイクル法の対象4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は、回収しません。不用品の処理は購入した店に依頼してください。

3.未成年者による持ち込みはご遠慮させていただきます。

問合せ 税務住民課 環境係 ☎25-2121

## 農地転用についてのお知らせ

順調に審査が行われますと、翌月中旬に知事等の許可書が申請者に届けられます。

### ●無許可で転用したら・・・

許可を受けないで農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することになります。

#### ☑違反した場合

農業委員会や県の行政機関の行政指導を受けることとなります。主な指導として、農地転用許可申請を行っていただき、許可の追認を受けることとなります。指導に従わない場合、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。

また、悪質な違反転用を行った場合は3年以下の懲役や300万円以下の罰金という罰則の適用もあります。

#### ☑農地状況調査

農業委員会では、年に1度、農地台帳に基づき農地の作付け状況調査を実施しております。農地転用後、農業委員会に対し工事完了報告または転用確認証明申請を行っていない場合、転用許可農地であっても農地台帳から除外されていません。

作付け状況調査の際、転用されている農地があった場合には、農地所有者に対し県知事等の許可書の確認をさせていただくこともあります。

### 連絡先

西桂町農業委員会事務局(建設産業課内)

☎25-2121

### ●農地転用には許可が必要です！

将来にわたって農地を確保し効率的な営農を図るため、農地法の規制を受けていますので、農地転用にあたっては県知事等の許可が必要です。

#### ☑農地とは

「耕作の目的に供される土地」をいいます。現に耕作されている土地はもちろん、耕作されていなくても、耕作しようとするばいつでも耕作が可能となる土地(休耕地、不耕作地等)も含まれます。

#### ☑農地転用とは

農地を宅地、資材置場、駐車場等の農地以外の土地にすることをいいます。農地転用を行う場合には、役場農業委員会事務局に申請書を提出してください。

#### ☑農地法第4条申請

農地所有者自らが農地を転用する場合、農地所有者が申請してください。

#### ☑農地法第5条申請

農地転用を目的に、農地の売買や貸借の権利移動をする場合、農地所有者と転用事業者が連名して申請してください。

#### ☑注意事項

他法令の許可や協議を要する事が多く、転用計画がある場合はあらかじめ農業委員会事務局(建設産業課内)にご相談ください。

#### ☑申請の締め切り

毎月15日(15日が閉庁日の場合は翌開庁日)までに、許可申請書に添付書類を添えて2部(1部は複写可)農業委員会事務局まで提出してください。

## 農振除外の申出・相談の受付

西桂町では、農業振興地域内の農用地で、緊急性が高く具体的な事業計画のある人の案件について申出・相談の受付を行います。

個人が、農振除外を希望する場合は、町に「農用地区域除外申出書」を提出していただきますが、その内容が農振法に定める「周辺農用地に支障を及ぼさない」など次の除外要件を全て満たすことが必要です。

なお、全ての申出に対し必ずしも除外になるとは限りませんのでご了承ください。

農用地の選定は慎重にお願いします。

### 除外要件

次に掲げる①から⑤までの要件全てに該当する場合には、農振除外を検討します。

#### ①農用地区域外に代替できる土地がないこと。

除外(転用)したい理由が自己所有の土地であることや安価である等の理由は考慮されません。当該農地の場所であれば目的が達成できない理由が必要。

#### ②農地集団化、作業の効率化等、土地の農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないこと。

その土地を農振農用地から除外(転用)することで農地の集団化を阻害し、あるいは近隣農地の耕作者へ影響があると認められる場合は除外できません。

#### ③認定農業者等の担い手の農地の集積を阻害する恐れがないこと。

将来を含め、農業経営規模の拡大や合理的農業経営を図る方等の農地の集積を阻害するようなものではないこと。

#### ④農用地区域内の土地改良施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと。

目的である建築物等が農業用水路等の設備に影響を及ぼさないこと。

#### ⑤土地改良事業等の実施地区の場合は、事業実施後8年を経過している土地であること。

圃場整備等の事業から8年以上を経過していること。  
※農用地とは、耕作を目的とする農地や採草地、放牧地のことです。

### 農振除外の受付

#### ―受付期間

令和5年6月1日(木)～6月30日(金)

#### ―提出先

建設産業課 農林係  
―除外申出関係書類

- ・除外申出書
- ・事業計画書
- ・土地の選定理由書
- ・配置図

- ・除外地の登記簿謄本(原本)
- ・除外地の法務局公図(原本)
- ・その他上記記載内容を補足する資料

#### ―問合せ

建設産業課 農林係 ☎25-2121

## 有害鳥獣被害防止対策の補助について

農業に従事するうえでシカ・イノシシなどの有害鳥獣による農作物被害は、農業者の耕作意欲を減退させ、担い手の減少へとつながる深刻な課題です。西桂町では、町内の農業者を対象に電気柵等の有害鳥獣防止対策の資材購入費の補助を行っています。農業に取り組む皆さまが安心して耕作ができるよう支援しておりますので、この機会に補助金の活用を検討されてみてはいかがでしょうか。また、資材購入の前に補助金申請が必要となりますので、詳細につきましては担当者までお問合せください。

**補助対象** 電気柵等の資材購入費

**補助金額** 資材購入費(税抜き)の千円未満を切り捨てた額の2分の1 ※限度額10万円

**問合せ** 建設産業課 農林係 ☎25-2121

## 特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)を 購入された方は手続きが必要となります!

令和5年7月1日から、道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)のうち、特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)の交通方法等に関する規定が施行されることになりました。

これにより、性能上の最高速度が自転車と同程度であるなどの一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として、走行場所が自転車と同様となるなどの新たな交通ルールが適用されることとなりました。

また、安全性の観点から機体幅に収まる大きさのナンバープレートにする必要が生じたため、下記の対象車両につき、特定小型原動機付自転車用ナンバープレートの交付を開始します。

ナンバープレートの交付は、令和5年7月3日(月)からです。交付の手続きについては、原動機付自転車と変わりません。交付場所は西桂町役場税務住民課窓口となります。

問合せ 税務住民課 税務係 ☎25-2121



## 防災行政無線専用アプリ(@InfoCanal)の インストールをお願いします!

防災アプリ「@InfoCanal」は、西桂町の防災行政無線をスマートフォンで受信できるサービスです。

**アプリの利点①**いつでも・外出先でも町の情報を  
知ることができる!

アプリをインストールした端末に直接防災無線情報が届きます。

**アプリの利点②**何度でも文字で確認可能・聞きそびれがありません!

防災無線により発信された内容がプッシュ通知で表示され、文字で確認できるため、確実に情報が取得できます。アプリは無料ですが、利用するための端末費用、通信費用等については利用者の負担となります。

問合せ 総務課 防災係 ☎25-2121

2021年3月導入以降～  
968名が登録しています。(2023.4.28時点)

もしもに備えて、登録を!  
インストールはこちらから!

iOS版



Android版



## 弁護士による無料法律相談実施のお知らせ

山梨県弁護士会の弁護士による無料法律相談を実施いたします。事前予約制となりますので、詳しくは総務課までお問合せください。(予約は先着順となります。予約が埋まることもありますのでご了承ください。また、予約者がいない場合は開催いたしません。)



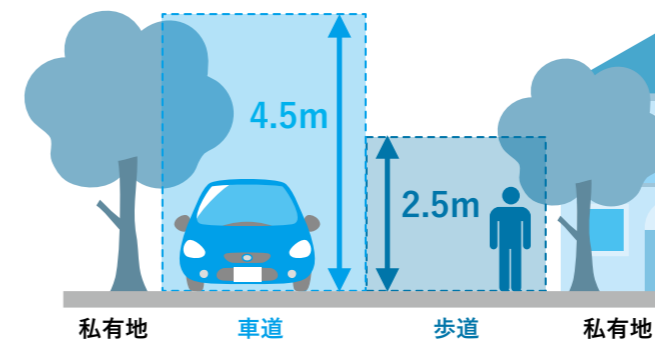
日時 7月15日(土) 午後1時～3時  
場所 きずな未来館  
定員 4名(相談時間:1人30分)  
問合せ 総務課 ☎25-2121

## 道路上に張り出している樹木の管理をお願いします

道路上に樹木・生垣等が張り出していると、歩行者や自動車の通行に支障をきたし、交通事故の原因となります。

私有地に生えている樹木等は土地所有者の管理物であり、ケガや物品の損傷を招く事故が発生した場合、その土地所有者が損害責任を問われる場合があります。

道路には、通行の安全確保のために「建築限界」が定められています。通行者の安全と事故防止のために、土地所有者の責任において剪定や伐採等、適切に管理いただきますようお願いいたします。



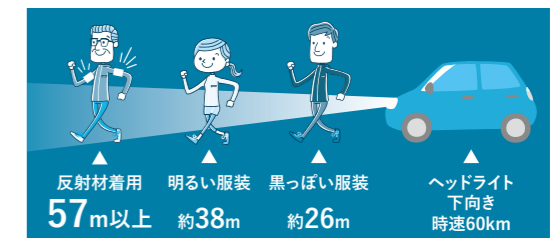
**建築限界とは**  
(道路法第30条、道路構造令第12条)

道路法第30条及び道路構造令第12条では、道路上の安全な通行を確保するため、車道から高さ4.5m、歩道から高さ2.5mの範囲内に障害となるものを置いてはならないとしています。

## 反射材を使用しましょう

夜間、車のヘッドライトを下向きにしたとき、ドライバーから歩行者が見える距離は、黒っぽい服装で約26m、明るい服装で約38mとされています。ドライバーが歩行者を発見して車が停止できる距離は、乾いた路面を時速60kmで走行していて約44mなので、明るい服装でも交通事故に遭う危険性があります。反射材を身につけていた場合は、約57m以上の視認性があるので、反射材を身につけていない場合と比べ安全性が格段に高くなります。

これからの季節はウォーキング等に適した時期となります。自らの身は自らで守る意識を持ち、交通事故に遭わないためにも反射材用品を使用しましょう。



大月警察署・大月交通安全協会西桂支部・西桂町

## 子育てセミナー 「むし歯予防教室」

「歯と口の健康週間」にちなんで、乳幼児をもつ保護者の方を対象にむし歯予防教室を開催します。『むし歯予防』等をテーマに、歯科衛生士さん楽しくお話していただきます。この機会に、ご自身やお子様の歯と口の健康について学んでみませんか？

なお、当日は託児を行います。お気軽にご参加ください。

**日時** 6月5日(月) 10時～11時30分  
**場所** いきいき健康福祉センター 2階  
**申込み** いきいき健康福祉センター  
福祉保健課 保健係 ☎25-4000

## 講演会のお知らせ

障害への理解を深め、障害児(者)が住みやすい社会を作るため、障害福祉に関する講演会を開催いたします。どなたでも受講できますのでお気軽にご参加ください。

「子どもの育ちを支える地域資源を知る・繋がる～乳幼児期の気づきから支援へ～」

**日時** 6月12日(月) 午後1時30分  
**開場** 午後1時15分  
**場所** 山梨県立富士ふれあいセンター  
(富士河口湖町船津6663-1)  
**講師** 健康科学大学看護学部看護学科  
助教 伊丹 幸子 氏  
**対象** どなたでも  
**受講料** 無料  
**事前申込** 要 締切日:6月7日(水)  
**問合せ・申込先**  
富士ふれあいセンター 向山 ☎72-5533

## 歯と口の健康週間

令和5年6月4日(日)～6月10日(土)の期間で、「歯と口の健康週間」が実施されます。歯と口の健康に関する正しい知識を学び、歯科疾患の予防に関する適切な習慣が定着することで、異常の早期発見・治療が行われることを目的としています。歯と口は、健康に生きていく力を支える上で重要な役割を果たしています。個人それぞれが歯の健康を意識していきましょう。

## 薬物乱用は 「ダメ。ゼッタイ。」

薬物乱用とは、「たった一度でも」薬物を社会のルールや法律からはずれた目的や方法で使ったり、医薬品を病気や傷の治療の目的以外に使ったりすることです。

このような「たった一度の」薬物乱用でも脳や体は破壊され、薬物を手に入れるために窃盗や強盗、殺人などの犯罪が起き、自分や周囲の大切な人の人生を破壊してしまいます。

国及び県では、6月20日から7月19日までの一か月間「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を展開します。

この機会に薬物乱用の恐ろしさを正しく理解するとともに、身近な人の薬物乱用に気付いたときには、勇気をもって保健所へ御相談ください。

**相談先** 富士・東部保健所  
衛生課 ☎0555-24-9033

## 赤十字会員・会費 募集について

日本赤十字活動につきまして、格別のご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本年度も赤十字会員・会費の募集を実施いたします。

つきましては、各地区により会費の募集がありますので、例年にも増して尚一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

### 募集期間

令和5年6月1日～6月30日

### 令和4年度 日赤奉仕団事業活動

- ・救護体制の充実
- ・国際救援活動の充実
- ・救急法等の講習
- ・赤十字ボランティアの活動充実
- ・青少年赤十字の育成
- ・看護師養成
- ・医療事業
- ・血液事業
- ・会員増強と広報活動の推進



## 西桂町社会福祉協議会より 赤い羽根共同募金の報告

皆様のご協力により多くの募金が集まりました。

心より感謝申し上げます。この募金は、高齢者や障がい者、子供たちの為、また、災害の援助や地域の福祉活動の助成として活用されます。

募金額は、次のとおりです。

一般家庭	763,800円
事業所	179,500円
小学校	5,430円
中学校	7,332円
街頭募金	34,296円
その他	19,987円
<b>合計金額</b>	<b>1,010,345円</b>

## 子どもの学習・生活支援事業の実施について

学習や進路のほか、生活面でどうしても困っている中学生・高校生を応援します。

**内容** 文理学院の講師が学習サポート、進路や生活面の相談を行っています。  
**対象** ひとり親家庭、就学援助受給家庭、お子さんの学習や生活面で不安のある家庭等  
**日時** 毎週月曜日・19時～22時(都合の良い時間のみの参加も可)  
**場所** きずな未来館・第2会議室  
**費用** 無料(夏期・冬期・春期講習に参加する場合はテキスト代のみ負担)  
**その他** 見学会は上記日時に随時行っています。希望があれば小学生のきょうだいも参加可  
**問合せ** 株式会社文理学院 ☎0554-43-5330(平日10時～18時)  
子育て支援課 子育て支援係(西桂保育所内) ☎25-3255



～デジタル庁・総務省・厚生労働省からのお知らせ～

# お早めにマイナンバーカードを受け取り、 マイナポイントを申込みください!

**01** : マイナポイントの申込期限は、  
: 2023年9月末です。

9月末よりも早く  
申込みを締め切る  
決済サービスも  
あるから注意!



**02** : ポイントの申込みには、2023年2月末までに申請したマイナンバー  
: カードが必要です。市区町村から交付通知書が届いたら、お早めに  
: カードを受け取りにお越しください。

**03** : ポイント申込期限(9月末)間際には窓口が混雑しますので、お早め  
: のカード受け取りを重ねてお願いします。  
: ※ポイント申込サイトも混雑することが考えられるので、カード  
: を受け取ったらお早めにポイントをお申込みください!!

## マイナポイントの申込方法3選

**01**  
スマートフォンから  
申込む場合



「マイナポイント」アプリを  
インストール。  
ログイン後、画面の指示に  
従ってお申込みください。

**02**  
パソコンから  
申込む場合



「マイキー ID作成・登録準備  
ソフト」をインストール。  
※対応するICカードリーダ  
ライタが必要となります。  
画面の指示に従ってお申  
込みください。

**03**  
手続スポットから  
申込む場合



▲このマークが目印!  
全国約7万箇所の端末で  
お手続きが可能です。  
・郵便局・セブン銀行(ATM)  
・ローソン(マルチコピー機)  
・市区町村窓口等

申込み時に  
準備するもの

- ・マイナンバーカード
- ・数字4桁のパスワード  
(暗証番号)
- ・決済サービスID/  
セキュリティコード



詳しくは   または



# インボイス制度説明会等 6~9月開催日程(事前申込制)

大月税務署では、インボイス制度について以下のとおり説明会等を開催いたします。  
インボイス制度について知りたい方は**インボイス制度説明会**にお申込みください。  
インボイス発行事業者の登録の要否について検討中で、個別相談されたい方は**登録要  
否相談会**にお申し込みください。  
なお、定員に達した時点で予約の受付を終了させていただきます。

インボイス制度  
特設サイト



国税庁HP

月日	開催日時		名称	定員	開催場所	留意事項	申込み先
	時間						
6月6日	14:30~16:00 (受付開始 14:00~)		インボイス制度説明会 ~消費税の仕組みから 知りたい方向け~	135名	富士吉田市 緑ヶ丘2-5-23 富士吉田 市民会館 (3F小ホール)	【要事前申込】 6月5日(月) 17時までにお電 話で申込みをお 願います	大月税務署 法人課税第1部門 ☎0554-22-3155
6月12日	13:00~14:15 (受付開始 12:30~)		インボイス制度説明会 ~消費税の仕組みから 知りたい方向け~	30名	大月市御太刀 2-8-10 大月地方合同 庁舎大月税務 署3F会議室	【要事前申込】 6月9日(金) 17時までにお電 話で申込みをお 願います	大月税務署 個人課税第1部門 ☎0554-22-3153
	14:15~16:45 (相談時間 約20~30分)		登録要否相談会 ~登録の要否を検討 されている方向け~	12名			
8月2日	13:00~14:15 (受付開始 12:30~)		インボイス制度説明会 ~消費税の仕組みから 知りたい方向け~	30名	大月市御太刀 2-8-10 大月地方合同 庁舎大月税務 署3F会議室	【要事前申込】 8月1日(火) 17時までにお電 話で申込みをお 願います	大月税務署 個人課税第1部門 ☎0554-22-3153
	14:15~16:45 (相談時間 約20~30分)		登録要否相談会 ~登録の要否を検討 されている方向け~	12名			
8月25日	13:00~14:15 (受付開始 12:30~)		インボイス制度説明会 ~消費税の仕組みから 知りたい方向け~	30名	大月市御太刀 2-8-10 大月地方合同 庁舎大月税務 署3F会議室	【要事前申込】 8月24日(木) 17時までにお電 話で申込みをお 願います	大月税務署 法人課税第1部門 ☎0554-22-3155
	14:15~16:45 (相談時間 約20~30分)		登録要否相談会 ~登録の要否を検討 されている方向け~	12名			
9月8日	13:00~14:15 (受付開始 12:30~)		インボイス制度説明会 ~消費税の仕組みから 知りたい方向け~	30名	大月市御太刀 2-8-10 大月地方合同 庁舎大月税務 署3F会議室	【要事前申込】 9月7日(木) 17時までにお電 話で申込みをお 願います	大月税務署 個人課税第1部門 ☎0554-22-3153
	14:15~16:45 (相談時間 約20~30分)		登録要否相談会 ~登録の要否を検討 されている方向け~	12名			

申込みの際は、お名前、連絡先、参加希望日時及び参加人数をお伝えください。



慶 弔	おめでた(出生)	保護者	おくやみ(死亡)	親族
	倉見 武藤 想弥	巨亮	柿園 渡邊 悦二	美恵
	上町 金内 獅桜	俊樹		

6月・7月上旬行事予定表	日	月	火	水	6月 木 1	金 2	土 3
	[ 6月の納税等 ]						
	☑ 町県民税 1期						
	4	5	6	7	8	9	10
	粗大ゴミ収集 尾尻町有地 小型家電等回収 am9:00～12:00 pm1:00～3:00 三つ峠駅前駐車場	子育てセミナー 「むし歯予防教室」 am10:00～11:30 いきいき	川辺先生の 井戸端会議 am10:00～12:00 きずな	3歳児健診 pm1:00～ いきいき	ベビーマッサージ am10:30～11:30 きずな	マタニティクラス am10:00～12:00 いきいき	ランラン教室 am9:00～11:00 pm1:00～3:00 きずな 中学校図書館 一般開放日 am10:00～12:00 pm1:00～3:00
	11	12	13	14	15	16	17
		母子相談・ 母子手帳交付 am9:00～12:00 いきいき 在宅介護・医療 なんでも相談 pm1:00～4:00 いきいき	リトミック am10:30～ きずな	子宮がんバス検診 pm1:30～2:30 いきいき		支援センター 開放日 am10:00～pm3:00 きずな なんでも相談所 pm1:30～3:30 きずな 両親学級 am10:00～12:00 いきいき	
18	19	20	21	22	23	24	
		赤ちゃん広場 am10:30～11:30 きずな	定例行政相談 pm1:30～3:00 きずな	誕生会 am10:30～ きずな		こどもまつり am10:00～12:00 きずな 中学校図書館 一般開放日 am10:00～12:00 pm1:00～3:00	
25	26	27	28	29	30	7月 1	
		母子相談・ 母子手帳交付 am9:00～12:00 いきいき	乳児健診 pm1:00～ いきいき		ベビーマッサージ am10:30～ きずな		

きずな きずな未来館 いきいき いきいき健康福祉センター



# 西桂町 子育て支援

連絡先(子育て支援室) ☎0555-28-4755

6月  
の予定

## 西桂町子育て支援連携事業

★要事前申込み 内容  
日時 場所 対象 講師 参加費 持ち物

### ★川辺先生の井戸端会議

6月6日(火) 午前10:00～12:00  
きずな未来館  
未就園児とその保護者  
川辺修作先生  
今年度も川辺先生と「井戸端会議」スタイルで進めていきます。皆で共有出来るお話を楽しみましょう。先生の楽しい落語もあります。

### ベビーマッサージ

6月8日(木) 午前10:30～11:30  
きずな未来館  
1歳未満児のお子さんと保護者  
(1歳以降のお子さんも可)  
小野田豊美先生  
100円/1回  
バスタオル、水分補給用飲み物等

### 赤ちゃん広場

6月20日(火) 午前10:30～11:30  
きずな未来館  
1歳未満児のお子さんと保護者  
(1歳以降のお子さんも可)  
乳幼児を持つ親御さんとお子さんが気楽に集い交流し、楽しい時間を過ごします。

### ★ベビードンス

6月30日(金) 午前10:30～11:30  
きずな未来館  
抱っこ紐で抱っこできる乳幼児と保護者  
三浦美紀先生  
100円/1回  
汗拭きタオル、水分補給用飲み物、抱っこ紐、スリング等

## 西桂町子育て支援センター

★要事前申込み 日時 場所 内容

### よみきかせ会

6月1日(木) 午前10:30～11:30  
きずな未来館  
スタッフによるおすすめ絵本の読み聞かせをします。

### リトミック遊び

6月14日(水) 午前10:30～11:30  
きずな未来館  
親子で様々なリズム遊びを通して楽しむ事でお子さんの伸びる可能性へのお手伝いをします。

### ★誕生会

6月22日(木) 午前10:30～11:30  
きずな未来館  
誕生児のお祝いをする会です。皆さんでお祝いしましょう。

## 児童館

日時  
場所  
内容  
持ち物

### ランラン教室

6月3日・10日(土)  
7月8日・22日(土)  
午前9:00～11:00  
午後1:00～3:00  
きずな未来館  
教科書  
(プリントはこちらで用意します)

### 児童館こどもまつり

6月24日(土)  
午前10:00～12:00  
手織り体験、ガラス体験、ヨーヨー釣りなどの楽しいコーナーがあります。小学生は友達同士で、小さいお子さんはお家の方と一緒に。お出かけください。お待ちしております。

### 母親クラブ

4月21日(金)  
こいのぼり制作を行いました。次回は6月16日(金)きずな未来館1階大広間で活動予定です。是非、ご参加ください。※初めての方も大歓迎です。お問い合わせは児童館まで ☎0555-28-4755

